

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 佐 藤 紗子

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第85号 市道路線の一部廃止について」であります。

当委員会は、去る12月11日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第85号 市道路線の一部廃止について」でありますが、市道路線の一部廃止を行うにあたり、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、市道の廃止を行うことで不利益を被る方がいる可能性があるが、地域の方や周辺の土地の所有者からは了解を得られているのかとの質疑があり、関係する土地所有者および地元町内会からの同意は得ているとの説明がありました。さらに、市道の廃止を行うと当該道路北側の土地は道路に接続しない敷地になり、建築基準法を考慮すると、当該敷地には建物が建てられない状況になることも想定されるが、当該道路北側の土地所有者にも了承を得ているのかとの確認があり、関係する土地所有者からの同意は得ているとの説明がありました。

次に、市道の廃止に係るプロセスについて質疑があり、市道の廃止については、地域からの要望等があれば調査を行った上で廃止を行っており、その他、平成24年度には、県道の拡幅にかかり市営住宅の解体・撤去を行ったことから、機能しなくなつた市道を廃止するなど、利用形態の変化に応じて廃止するケースもあるとの説明がありました。

次に、当該市道の廃止を行った場合、市道部分にあたる土地は市の所有になるのかとの質疑があり、当該土地はもともと民地であったため、土地の所有者個人の所有のままであるとの説明がありました。また、当該市道は整備されておらず草木が生い茂った状態であるが、市は維持管理をしなくてもよいのかとの質疑があり、個人の土地のため、維持管理も個人が行うこととなるとの説明がありました。

次に、民地で市道認定されている道路で、なおかつ道路として現状使用されている場合に、地権者等から市道の認定を廃止してほしいとの申し出があれば、どのような対応を行うのかとの質疑があり、通行権および使用権の問題であるため、判例などを調査・研究した上で対応を行うとの説明を受けました。また、市内には他にも同様の事例があると思うので、こうした点も十分踏まえて対応にあたってほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。